

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和8年4月22日

独立行政法人水資源機構
豊川用水総合管理所
所長 山本 政彦

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、豊川用水管理事業で予定している工事の積算の参考とするための施工歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

(1) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。

3. 参考見積書の提出等

(1) 参考見積書は作業項目毎に必要な作業員、資機材の人数等を記載して提出して下さい。

なお、参考見積書の様式は問いませんが、別添 歩掛参考見積様式を参考としてください。

(2) 提出期間：令和8年4月30日（木）から令和8年5月15日（金）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前8時30分から午後5時まで（午後12時～午後13時を除く）

(3) 提出場所：

独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所 所長 山本 政彦 宛

【担当】豊川用水総合管理所 水源管理所 野中

〒441-1601 愛知県新城市川合字大嶋26

TEL 0536-33-0021 FAX 0536-33-0534

(4) 提出方法

書面は持参、郵送又はFAX（社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

(1) 業務内容

別紙 見積仕様書のとおり

(2) 工事費の構成と歩掛見積範囲

① 本歩掛参考見積を適用する工事費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（土木工事編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

② 歩掛参考見積の募集範囲は基準書で定義されている直接工事費のうち、上記(1)「工事内容」を実施する為に必要な作業員、資機材の人数等を募集します。

(3) 作業員の職種と定義

国土交通省が公表している「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」における「調査対象職種の定義・作業内容」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和8年4月24日（金）から令和8年4月30日（木）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前8時30分から午後5時まで（午後12時～午後13時を除く）
- (2) 提出場所：3.（3）に同じ。
- (3) 提出方法：3.（4）に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年5月8日（金）から令和8年5月15日（金）まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. 貸与資料等

なし。

9. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

10. 見積有効期限

提出した見積りに期限がある場合には、見積り内の任意の箇所に記載下さい。

11. その他

この参考歩掛の採用につきましては、精査を行ったうえで採用させていただきます。

また、見積りの募集は、工事等の指名又は競争参加資格をお約束するものではありませんので
ご了承願います。

以 上